

## 令和元年11月15日成田市規則第38号

### 令和元年台風第15号災害等に係る被災住宅緊急修繕工事費補助金交付規則

#### (目的)

第1条 この規則は、令和元年台風第15号、同年台風第19号及び同年10月25日の大雨（以下「台風等」という。）により被災した住宅の修繕工事を行う者に対し、予算の範囲内において被災住宅緊急修繕工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって台風等により被災した者の生活の安定及び住宅の安全確保を図ることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災した住宅 台風等により被災した市内に存する住宅であつて、市長が交付したり災していることの証明書（以下「り災証明書」という。）の認定結果が半壊であるもの（台風等の被災について災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）を受けた住宅を除く。）又は一部損壊であるものをいう。
- (2) 修繕工事 屋根、外壁その他日常生活に必要最小限度の部分を修繕する工事及びこれに附帯する工事をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、現に自己が居住する被災した住宅の修繕工事を行う者とする。

#### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 被災した住宅の修繕工事（令和元年9月9日以降に着手したものであり、第6条本文の規定による申請があつたときに修繕工事が完了しているものを含む。以下同じ。）であること。
- (2) 修繕工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5万円以上（住宅のうち、長屋、共同住宅又は店舗、事務所等と併用するものにあつては、自己が居住する部分の修繕工事に要する費用が5万円以上）の工事であること。

#### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる損害割合（り災証明書の交付に当たって市長が認定した被災した住宅の損害の割合をいう。以下同じ。）及び応急修理を受けた住宅であるかどうかの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 損害割合10パーセント以上20パーセント未満かつ応急修理を受けた住宅 被災した住宅の修繕工事に要する費用から150万円を差し引いた額の10分の2の額又は20万円のいずれか低い額

(2) 損害割合10パーセント以上20パーセント未満かつ応急修理を受けていない住宅 被災した住宅の修繕工事に要する費用の10分の2の額又は50万円のいずれか低い額

(3) 損害割合10パーセント未満又は20パーセント以上かつ応急修理を受けていない住宅 被災した住宅の修繕工事に要する費用の10分の2の額又は50万円のいずれか低い額

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 第1項第1号に掲げる場合で、被災した修繕工事に要する費用が150万円以下のときにあつては、補助の対象としない。

4 補助金は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の世帯ごとにつき、1回を限度として交付するものとする。

5 第1項第1号に掲げる場合で、台風等により成田市災害見舞金等支給規則（平成13年規則第1号）第1条に規定する災害見舞金等の支給を受けた者の世帯に属する者にあつては、補助金を交付しない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、被災住宅緊急修繕工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第4号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 資力に関する申出書（別記第2号様式）

(2) 修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かる写真

(3) 修繕工事見積書（別記第3号様式）の写し

(4) り災証明書の写し

(5) 修繕工事に係る住宅の所有者の同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、被災住宅緊急修繕工事費補助金交付決

定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 交付決定者は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに被災住宅緊急修繕工事費補助金変更申請書（別記第5号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、被災住宅緊急修繕工事費補助金変更決定・却下通知書（別記第6号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る修繕工事が完了したときは、速やかに被災住宅緊急修繕工事費補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 修繕工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 修繕工事完了後の状況が分かる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、被災住宅緊急修繕工事費補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、被災住宅緊急修繕工事費補助金交付請求書（別記第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命

ずるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

(失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

[別記様式 略]